

## 西東京市における地域生活支援拠点等整備方針について

### 1 整備に至る経緯

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」）は、平成 24 年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」における衆参両院の附帯決議のなかに、障害児・者の地域における居住支援の検討に関する事項が明記されたことを踏まえ、国において本格的に議論をされることとなった。上記の附帯決議を受け、国が設置した「障害者の地域生活の推進に関する検討会」において、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」がとりまとめられ、地域における居住支援に求められる機能として以下 5 つの機能が示された。

- ① 相談機能
- ② 緊急時の受入・対応の機能
- ③ 体験の機会・場の提供の機能
- ④ 専門的人材の確保・養成の機能
- ⑤ 地域の体制づくり

これらを踏まえ、第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）では、「地域生活支援拠点等について、令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを基本とする」と示され、平成 28 年度第 5 期西東京市地域自立支援協議会第 3 回会議（平成 29 年 2 月 16 日開催）にて、西東京市では「面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担うもの）」による整備方針を決定した。

泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設においては、このことを踏まえ、選定した事業者（睦月会）より、拠点整備には具現的に社会資源をつなぐ有機的なネットワークが必要との提案があることから、一定の機能を持たせることを含め、関係機関との機能分担、連携の方策等について検討を進めていくことを目標とした。

	時期	事項	備考
平成 28 年度	平成 29 年 2 月 16 日	○第 5 期西東京市地域自立支援協議会第 3 回会議	・整備方針を決定
平成 30 年度	平成 30 年 5 月 28 日	○第 6 期西東京市地域自立支援協議会第 2 回会議	・整備に向けた検討
令和 2 年度	令和 2 年 10 月 7 日	○第 1 回地域生活支援拠点整備作業部会	・整備内容の検討
	令和 2 年 10 月 20 日	○第 2 回地域生活支援拠点整備作業部会	・整備内容の検討
	令和 2 年 11 月 10 日	○第 3 回地域生活支援拠点作業部会	・整備内容の検討
	令和 2 年 12 月 21 日	○国分寺市視察	
	令和 3 年 2 月 22 日	○第 7 期西東京市地域自立支援協議会第 2 回会議	○基本方針の報告・承認
令和 3 年度	令和 3 年 5 月 1 日	○障害者総合複合施設 Life Design むつき設立	
	令和 3 年 6 月 10 日	○第 1 回地域生活支援拠点整備ワーキンググループ（地活・基幹）	
	令和 3 年 7 月 1 日（予定）	○緊急受入・体験の場受入開始予定	
	令和 3 年 6 月～11 月	○地域生活支援拠点作業部会 5 回 実施予定	

## 2 基本的な考え方

本市における拠点等は、これまでの国の議論の経過を踏まえつつ、また国の地域生活支援拠点当整備推進モデル事業（以下「モデル事業」）における他自治体の整備事例も参考にしながら、本市の実情を考慮したものとする。

拠点等の整備手法は、「多機能拠点整備型」及び「面的整備型」に大別され、併用も含め3つの手法が国から提示されているところである。

平成27年4月30日に国より発出された「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」に記載された趣旨の中で「地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉課福祉計画に位置づけられ整備が進んでいるところであるが、資源が存在しても、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない。」という指摘があることが述べられている。

本市においても、サービスの提供体制の整備が進められ、一定程度の有機的な連携が図られるなかで障害のある方の地域生活を支えるための支援が行われてきてはいるものの、障害のある方やその介助者の高齢化（第6期西東京市障害福祉計画 P76）、家族や地域、社会構造の変革等により、地域が抱える問題は多様化・複雑化・複合化してきており、サービスの提供基盤のさらなる充実とともに障害のある方を支える新たな仕組みの構築が求められている。

また、現在の本市の体制整備の状況や各支援現場においては、緊急対応が必要となる以前の未然防止の対応、緊急事態が発生した場合の初動対応や受入先の確保に課題がある。また、第6期西東京市障害福祉計画で実施した調査では、親亡き後を見据えた事前の施設利用を促す取り組みや一人での生活に慣れるための体験の場の確保に関する意見もあげられている（第6期西東京市障害福祉計画 P80・81）。

そこで、本市の地域生活支援拠点の整備については、面的整備を手法とし、睦月会が整備する新規施設における「緊急時の受入・対応」及び「体験の機会・場の提供」を中心に据え、地域活動支援センター・基幹相談支援センター等の連携体制の強化により市域全域の相談体制強化を図りながら、障害のある方やそのご家族がより安心して地域で暮らしていくことができるよう、既存の枠組みや考え方にとらわれることなく、多数の事業所がそれぞれの強みを十分に発揮でき、点と点が結ばれて線となるような、より強固なネットワークの確立をはかり地域全体で障害のある方やそのご家族を支えていく体制の構築を目指していくものとする。なお、整備にあたっては既存の資源を最大限活用しつつ、それぞれの機能を整備していくこととする。

### **3 西東京市における拠点等の機能と整備内容**

国から示された5つの機能について、本市の現状や、体制整備の状況、各支援現場における課題等を勘案し、本市における拠点等の役割や機能の在り方について地域生活支援拠点整備作業部会にて検討を行った。今後の方針について別紙のとおり整理をする。

### **4 整備にあたっての留意事項**

拠点等の整備にあたっては、地域の社会資源の開発・改善を行う地域自立支援協議会等の意見、当事者やその家族、関係事業所等の意見聴取等を行いながら、各機能や実施体制等の整備を段階的に進めていくものとする。